

平成26年度新見市地方独立行政法人評価委員会（第3回）議事要旨

1 日 時 平成26年8月1日（金） 13：30～17：15

2 場 所 新見市役所3階会議室

3 出席者

（1）評価委員会 新中委員長、森口委員、杉委員

（2）事務局 関野係長、赤木主任

4 議 事

（1）平成25年度実績報告書及び財務諸表の評価等について

大項目Ⅲ以降及び財務諸表の評価について、各委員の評価した内容を発表し、委員会としての意見をまとめた。

次回評価委員会（8月7日（木）午後3時00分～）においてとりまとめた内容について審議することとなった。詳細は、以下のとおり。

委員発言要旨	取りまとめ結果
<p>[項目別評価]</p> <p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 事務等の効率化及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>P 2 1 1) 業務運営の効率化</p> <p>○経費節減に継続して努力している。</p> <p>○大学院設置事務への対応等の努力を認める。</p> <p>P 2 1 2) 事務の合理化等</p> <p>P 2 1 3) 職員の意識改革</p> <p>2 外部資金及びその他自己収入の獲得に関する目標を達成するための措置</p> <p>P 2 2 1) 外部資金の獲得</p> <p>○科学研究費等の採択が微減になっており、努力されたい。</p> <p>P 2 2 2) その他自己収入の獲得</p> <p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置</p>	<p>評定 4</p> <p>経費節減への努力は認められるので、今後も継続していただきたい。</p> <p>評定 3 特には意見なしとする。</p> <p>評定 3 特には意見なしとする。</p> <p>評定 3 特には意見なしとする。</p> <p>評定 3 特には意見なしとする。</p> <p>評定 3 特には意見なしとする。</p>

P 2 2 1) 資産の適正管理	評定 3 特には意見なしとする。
P 2 2 2) 資産の有効活用	評定 3 特には意見なしとする。
IV. 教育研究及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 自己点検及び自己評価の充実に関する目標を達成するための措置	
P 2 2 1) 自己点検及び自己評価の実施	評定 3 特には意見なしとする。
P 1 7 2) 評価結果の活用	評定 3
○特筆すべき事項はなく計画通りの状況と思われる。	今後、更なる努力を期待したい。
P 1 7 2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	評定 3 特には意見なしとする。
V. その他業務運営改善に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置	
P 2 3 1 施設・設備の整備及び活用に関する目標を達成するための措置	評定 3 特には意見なしとする。
P 2 3 2 安全管理に関する目標を達成するための措置	評定 3 特には意見なしとする。
P 2 4 VI. 予算、収支計画及び資金計画	評定 3 特には意見なしとする。
P 2 4 VII. 短期借入金の限度額	評定 3 健全な経営を評価する。
P 2 4 VIII. 余剰金の使途	評定 3 特には意見なしとする。
P 2 5 IX. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	該当なし
P 2 5 X. 新見市地方独立行政法人施行規則（平成 2 0 年規則第 1 6 号）で定める	

事項	
P 2 5 1 施設及び設備に関する計画	該当なし
P 2 5 2 中期目標の期間を越える債務負担	該当なし
P 2 5 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途	該当なし
P 2 5 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項	該当なし
[財務諸表]	
P 1 1 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 ○キャッシュフローを見る限り健全な状況である。 ○資金繰りも上手くいっている。	特には意見なしとする。
P 5 2 利益の処分に関する書類（案） ○経費節減等による経営努力による利益であると認められる。	平成25年度において発生した剰余金は、翌事業年度に係る中期計画に定める使途の財源として有効に活用してもらいたい。

(2) 第1期中期目標期間に係る事業報告書の評価及び積立金の繰越承認について各委員の評価した内容を発表し、委員会としての意見をまとめた。

なお、各項目ごとの評定については、事業年度の積み重ねであるとの観点から中期期間中の毎年度の評定の平均値（小数点第1位四捨五入）とすることとした。

次回評価委員会（8月7日（木）午後3時00分～）においてとりまとめた内容について審議することとなった。詳細は、以下のとおり。

委員発言要旨	取りまとめ結果
--------	---------

[項目別評価]	
I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
1) 教育内容	
(1) 教養教育	
P 3 ①教育課程	評定 4
P 3 ②外国語教育	評定 3
○市の教育委員会に属するALTとの交流に積極的に取り組んでほしい。	
P 3 ③情報教育	評定 3
P 3 ④実施体制	評定 3
○前向きに努力されている。	
(2) 専門教育	
①新見公立大学	
P 4 a 看護学部看護学科	評定 4
②新見公立短期大学	
P 5 a 看護学科	評定 3
P 6 b 幼児教育学科	評定 4
○地域に溶け込んだ活動ができている。	
P 6 c 地域福祉学科	評定 3
○土下座まつりなど地域の祭へ学科として参加していて地域に歓迎されている。	
P 7 d 地域看護学専攻科	評定 4
2) 教育の実施体制	
P 7 (1) 教養組織の整備	評定 3
○整備は進んでいる。	
P 8 (2) 教育の質の改善及び向上	評定 3

P 8 (3) 教育評価システムの確立	評定 4
P 9 (4) 教育環境の整備及び充実	評定 3
2 研究に関する目標を達成するための措置	
1) 研究内容	
P 1 0 (1) 研究活動の充実	評定 3
P 1 0 (2) 研究成果を社会に還元	評定 3
2) 研究の実施体制	
P 1 0 (1) 実施体制	評定 3
P 1 0 (2) 研究の質の向上	評定 3
3 学生の確保及び支援に関する目標を達成するための措置	
1) 優秀な学生の確保	
P 1 0 (1) 学生の確保の基本方針	評定 4
P 1 1 (2) 入試改革の実施	評定 3
P 1 1 (3) 広報	評定 3
P 1 1 (4) 高校との連携	評定 4
2) 学生への支援	
P 1 2 (1) 学習支援	評定 4
P 1 2 (2) 生活支援	評定 3
P 1 3 (3) 進路支援	評定 3
4 地域社会との連携及び貢献に関する目標を達成するための措置	
1) 地域との連携及び貢献	
P 1 3 (1) 教育研究成果の地域還元	評定 4
○地域で唯一の大学として努力されている。	今後とも努力していただきたい。

P 1 4 (2) 地域との連携推進	評定 4
P 1 4 (3) 教育機関との連携推進	評定 3
P 1 4 2) 国際交流及び国際貢献の推進	評定 3
Ⅱ．業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の目標を達成するための措置	
P 1 5 1) 運営体制の強化	評定 4
P 1 5 2) 学内資源の効果的配分	評定 3
P 1 5 3) 学外有識者の登用	評定 3
2 人事の適正化の目標を達成するための措置	
P 1 5 1) 人事制度	評定 3
P 1 4 2) 評価制度	評定 3
○教員の評価制度の導入は難しい課題ではあるが、必要なものであり早期に導入すべきである。	評価制度の早期確立に努力されたい。
○初めから完璧なものとはできないので導入してから見直しをしていくのもよいのではないか。	
P 1 6 3) 人材の確保	評定 3
Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 事務等の効率化及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
P 1 6 1) 業務運営の効率化	評定 4
○改善ができています。	
P 1 6 2) 事務の合理化等	評定 3
P 1 7 3) 職員の意識改革	評定 3

<p>2 外部資金及びその他自己収入の獲得に関する目標を達成するための措置</p> <p>P 1 7 1) 外部資金の獲得</p>	<p>評定 3</p>
<p>P 1 7 2) その他自己収入の獲得</p>	<p>評定 3</p>
<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>P 1 7 1) 資産の適正管理</p>	<p>評定 3</p>
<p>P 1 7 2) 資産の有効活用</p>	<p>評定 3</p>
<p>IV. 教育研究及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 自己点検及び自己評価の充実にに関する目標を達成するための措置</p> <p>P 1 8 1) 自己点検及び自己評価の実施</p>	<p>評定 3</p>
<p>P 1 8 2) 評価結果の活用</p>	<p>評定 3</p>
<p>P 1 8 2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p>	<p>評定 3</p>
<p>V. その他業務運営改善に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>P 1 8 1 施設・設備の整備及び活用に関する目標を達成するための措置</p>	<p>評定 4</p>
<p>P 1 8 2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>	<p>評定 3</p>
<p>P 1 9 VI. 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>評定 3</p>
<p>P 1 9 VII. 短期借入金の限度額</p>	<p>評価 4</p>
<p>P 1 9 VIII. 余剰金の使途</p>	<p>評定 3</p>

<p>P 1 9 IX. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>該当なし</p>
<p>X. 新見市地方独立行政法人施行規則（平成20年規則第16号）で定める事項</p>	
<p>P 2 0 1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>評定 4</p>
<p>P 2 0 2 中期目標の期間を越える債務負担</p>	<p>該当なし</p>
<p>P 2 0 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途</p>	<p>該当なし</p>
<p>P 2 0 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項</p>	<p>該当なし</p>
<p>[繰越承認] 第1期中期目標期間に係る積立金の繰越承認について ○中期目標期間における経営努力は十分に認められるものである。 ○財源を充てる予定の次期中期目標期間における業務についても妥当なものである。</p>	<p>申請のとおり承認することとする。</p>

以上